解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年六月二十三日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月六日

広島市東区光町一丁目一一番五号地産ビル一〇〇三号

社団法人広島県教育会

代表清算人　佐藤　陽祐

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十五年十二月十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月六日

広島市西区商工センター六丁目九番三九号

中四国文紙事務用品厚生年金基金

代表清算人　鴨田　拳治

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月六日

香川県小豆郡土庄町甲三九六番地三

財団法人翠雲奨学会

代表清算人　外園　祝子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月十四日開催の理事会の決議により平成二十五年十一月二十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月六日

福島県郡山市朝日一丁目二三番七号

財団法人郡山市開発公社

代表清算人　品川　萬里

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月六日

東京都港区六本木六―二―三一　六本木ヒルズノースタワー一六階

財団法人森英恵ファッション文化財団

代表清算人　吹田　靖子

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月六日

岐阜県瑞浪市釜戸町二六七三番地の一

財団法人釜戸産業振興財団

代表清算人　足立　泰啓

解散公告（第二回）

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月六日

愛知県北設楽郡設楽町田口字向木屋一番地

財団法人御堂山会

代表清算人　熊谷　皓司

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月六日

京都府亀岡市安町野々神八番地

財団法人亀岡市文化財保存会

代表清算人　遠山　泰之

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年十一月十五日大阪府知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月六日

大阪府八尾市本町二丁目二番二号

八尾市土地開発公社

代表清算人　山本　裕三

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日寄附行為所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月六日

大阪府富田林市大字佐備二四九七番地五

財団法人自彊会研究所

代表清算人　道田　憲逸

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月二十八日付大阪市保健所長の認可により平成二十五年十二月二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月六日

大阪市西淀川区姫島五丁目三番八号

医療法人西浦皮膚科

清算人　山川真紀子

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月六日

兵庫県尼崎市東難波町三丁目一九番一四号

社団法人尼崎自家用自動車協会

代表清算人　梅崎　文彦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月二十六日基本財産の滅失その他の事由による一般財団法人の目的である事業の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月六日

愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目四三四番地一

財団法人上宇和協会

代表清算人　田原　清次

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月二十九日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月六日

福岡県久留米市西町一三一八番地の一

財団法人西村学園

代表清算人　鶴橋　正輝

解散公告（第二回）

当法人は、社員総会の決議により、平成二十五年十月二十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月六日

鹿児島県姶良市蒲生町上久徳二三九九番地

社団法人明治百年記念姶良西部地区林業振興会

清算人　笹山　義弘

第30期決算公告　平成26年1月6日

東京都品川区東五反田二丁目17番1号

株式会社ネツレン・ヒートトリート

代表取締役　合屋　純一

貸借対照表の要旨（平成24年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,944,061
	固定資産	633,634
	資産合計	**3,577,695**
負債及び純資産の部	流動負債	132,862
	固定負債	一
	株主資本	3,452,333
	資本金	80,000
	資本剰余金	3,372,333
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	3,352,333
	（うち当期純利益）	(309,759)
	評価・換算差額等	△7,500
	負債・純資産合計	**3,577,695**